

北部リハビリテーションセンター 第6期指定管理者の募集について



令和8年10月

1 北部リハビリテーションセンターの概要

各階平面図

3F

老人いこいの家／就労援助センター
北部地域支援室・北部在宅支援室
地域生活支援センター

教室
(老人いこいの家)



2F

北部地域支援室・北部在宅支援室
北部地域生活支援センターゆりあす



地域交流室
(地域生活支援センター)



1F

北部日中活動センター



作業室
(日中活動センター)



ご案内



お問合せ

北部地域支援室
TEL.044-281-6621 FAX.044-966-0282
北部在宅支援室
TEL.044-281-5453 FAX.044-959-2815
北部日中活動センター
TEL.044-281-6141 FAX.044-959-2812
北部地域生活支援センターゆりあす
(会議室利用の申込みはこちらです)
TEL.044-281-6641 FAX.044-966-2612
百合丘就労援助センター
TEL.044-281-3985 FAX.044-281-3987
百合丘老人いこいの家
TEL.044-966-2631

(麻生区内複合福祉施設)

川崎市北部リハビリテーションセンター 川崎市百合丘就労援助センター 川崎市百合丘老人いこいの家



Colors, Future!
いさいさって、未来。
川崎市

川崎市

1 北部リハビリテーションセンターの概要

基本理念

当施設は、誰もが自分らしく生きていくための拠点として川崎市が設置した複合福祉施設です。

北部リハビリテーションセンターは、北部地域支援室、北部在宅支援室、北部日中活動センター及び北部地域生活支援センターで構成されており、障害種別・年齢・原因疾患を問わず、すべての方にリハビリテーションの理念に基づいた専門的かつ総合的な支援を行います。

百合丘就労援助センターは、障害のある方の就労を促進するため、職業能力と適性に応じた就労の場を確保するとともに、職場への定着の支援を行い、障害のある方の自立と社会参加の促進を図ります。

百合丘老人いこいの家は、地域の高齢者がつどい、相互の支え合いにより心身の健康増進を図ることができるよう活動の場を提供します。

施設概要

- 1 設置主体 川崎市
- 2 運営主体 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
社会福祉法人 SKYかわさき
社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
社会福祉法人 県央福祉会
- 3 所在地 川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
- 4 施設規模 敷地面積 3,200.00㎡
延床面積 2,799.52㎡
鉄筋コンクリート造 地上3階建て
 - 1階 北部日中活動センター
 - 2階 北部地域生活支援センターゆりあす
北部地域支援室(障害者更生相談所分室・精神保健福祉センター分室)
北部在宅支援室
 - 3階 百合丘就労援助センター
百合丘老人いこいの家



食堂(地域生活支援センター)



大広間(老人いこいの家)

事業概要

● 北部リハビリテーションセンター

障害のある方で、もっと暮らしやすくしたい、もっと外出や家事をしたい、もっと人と交流したい、働きたいと考えている方や、障害とともにどう暮らしていけばよいかわからなくて困っている方など、それぞれにふさわしいサービスの提供に努めます。

どなたでもお気軽に当センターにご相談ください。

● 北部地域支援室・北部在宅支援室

身体・知的・精神それぞれの障害およびライフスタイルに応じて最適な生活を獲得・維持できるよう、専門職が直接生活の場を訪問するなど、きめ細やかな支援を行います。あわせて、障害者更生相談所および精神保健福祉センターとしての相談・判定機能を有します。

- ・相談支援
- ・在宅リハビリテーションサービス事業
- ・福祉用具の評価支援
- ・補装具・姿勢保持装置製作事業
- ・研究・研修・普及啓発事業

● 北部日中活動センター

さまざまな活動を通じて利用者の主体性を引き出すことに努め、障害を持つ方がそれぞれにふさわしい生活を作っていけるよう支援します。

就労・復職を希望する方には、障害特性を考慮した作業種目の提供や健康管理等の生活支援、働くための習慣づくり、作業能力や適応能力を身につけるための就労準備訓練等を行います。

また生活訓練・生活介護事業においては日常生活支援、社会生活技術訓練、余暇活動の支援等を行います。

- ・就労移行支援事業 定員 10名
- ・就労継続支援B型事業 定員 30名
- ・自立訓練事業(生活訓練) 定員 6名
- ・生活介護事業 定員 10名
- ・就労定着支援事業

● 北部地域生活支援センターゆりあす

「一人ひとりが、一人じゃないんだ」を合言葉に、精神障害のある方が「安心・自信・自由」を育み、自分らしく生きていくための応援をします。

- ・相談支援
- ・退院支援
- ・自主的活動の支援
- ・各種プログラムや研修の実施
- ・地域交流(会議室の地域開放含む)とボランティアの受入れ

● 百合丘就労援助センター

障害のある方に対する就労支援を幅広く行っており、発達障害や高次脳機能障害のある方、難病の診断を受けている方の支援も行っています。障害者手帳がなくても相談は可能ですが、ハローワーク等で障害者求人に応募する際には障害者手帳が必要となります。

定期的に通院をしている場合は、働くことについて主治医に相談の上、ご連絡ください。

まずはお気軽にご相談ください。

- ・就労支援
- ・定着支援
- ・企業支援

● 百合丘老人いこいの家

地域の高齢者が気楽に集まり、交流・仲間づくりを進めることができるよう各種の講座やイベントを企画するなど、高齢者の健康増進と生きがいづくりの支援を行います。

1 北部リハビリテーションセンターの概要

(1) 施設の目的

障害のある方で、もっと暮らしやすくしたい、もっと外出や家事をしたい、もっと人と交流したい、働きたいと考えている方や、障害とともにどう暮らしていけばよいか分からなくて困っている方など、それぞれにふさわしいサービスの提供に努めます。



1 北部リハビリテーションセンターの概要

(2) 主な業務内容

北部在宅支援室

- ・相談支援
- ・在宅リハビリテーション事業
- ・福祉用具の評価支援
- ・補装具・姿勢維持装置作成事業
- ・研究・研修・普及啓発事業

北部日中活動センター

- | | |
|---------------|-------|
| ・就労移行支援事業 | 定員10名 |
| ・就労継続支援B型事業 | 定員30名 |
| ・自立訓練事業（生活訓練） | 定員6名 |
| ・生活介護事業 | 定員10名 |
| ・就労定着支援事業 | |

北部地域生活支援センター

- ・相談支援 ・退院支援
- ・地域活動支援センターA型事業
- ・自主的活動の支援
- ・地域交流（会議何時の開放含む）
とボランティアの受け入れ

1 北部リハビリテーションセンターの概要

■ 利用実績

○北部日中活動センター（就労移行支援）

定員 10 名

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
契約者数（年度末の人数）	6 名	2 名	3 名
利用者数（一日平均）	4.0 名	2.1 名	1.4 名
利用日数（年間総利用日数）	9 6 4 日	5 1 1 日	3 4 3 日

○北部日中活動センター（就労継続支援 B 型）

定員 30 名

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
契約者数（年度末の人数）	25 名	22 名	19 名
利用者数（一日平均）	19.6 名	18.1 名	15.4 名
利用日数（年間総利用日数）	4, 782 日	4, 389 日	3, 725 日

○北部日中活動センター（生活介護）

定員 10 名

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
契約者数（年度末の人数）	17 名	18 名	17 名
利用者数（一日平均）	6.2 名	6.3 名	5.9 名
利用日数（年間総利用日数）	1, 516 日	1, 530 日	1, 435 日

1 北部リハビリテーションセンターの概要

■ 利用実績②

○北部日中活動センター（生活訓練）

定員 6 名

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
契約者数（年度末の人数）	1 1 名	7 名	9 名
利用者数（一日平均）	3.7 名	3.1 名	4.0 名
利用日数（年間総利用日数）	8 9 6 日	7 6 4 日	9 8 0 日

- ・ 4 事業ともに利用率は低く、就労移行支援、生活介護は一日平均利用者が少ない現状にある。

○平均工賃（就労継続支援 B 型）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
年間平均工賃額	7, 7 3 0 円	1 0, 5 1 3 円	1 2, 5 2 2 円

- ・ 平均工賃月額は、同種事業所と比較して低い水準にある。

1 北部リハビリテーションセンターの概要

■ 利用実績③

○北部在宅支援室

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談事業（新規）	1 8 4 件	1 5 9 件	1 4 1 件
在宅リハビリテーション事業（評価・訪問延件数）	4 4 7 件	3 5 6 件	4 1 7 件

- ・他のリハビリテーションセンターが整備され新規の相談事業は減少傾向にある。
- ・評価訪問延件数は年度に応じて増減している。

○北部地域生活支援センター

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談支援活動件数	2, 2 3 3 件	1, 9 5 2 件	2, 6 1 4 件
地域活動支援センター登録者数	2 3 3 名	2 4 6 名	2 5 8 件

- ・地域活動支援センター登録者数は増加傾向にある。

2 北部リハビリテーションセンターの収支

■ 北部在宅支援室

(単位：千円)

○ 収入		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	指定管理料	62,086	62,086	62,086
	拠点区分間繰入金	0	0	0
	その他	361	249	565
	収入小計	62,447	62,335	62,651
○ 支出		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	人件費	60,324	59,969	60,908
	事務費	1,720	1,543	2,298
	事業費	397	300	350
	事務局経費	2,328	3,285	2,645
	その他	0	133	3,136
	支出小計	64,768	65,230	69,336
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	収支差益	-2,321	-2,895	-6,685

※千円未満の端数の関係上小計が各項目の合計とずれている場合があります。

当該事業においては指定管理料以外の収入がほとんど見込まれないことから、収支状況は支出額の増減による影響を受けやすい構造となっている。

2 北部リハビリテーションセンターの収支

■ 北部日中活動支援センター

○ 収入

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料	15,359	15,359	15,359
給付費（市単独加算含む）	66,223	59,205	56,522
利用料（利用者負担金）	2,988	2,530	2,588
就労支援事業収入	2,571	2,898	2,544
拠点区分間繰入金	0	0	0
その他	2,703	1,727	3,938
収入小計	89,845	81,719	80,950

○ 支出

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	77,717	79,540	77,592
事務費	19,218	22,206	24,273
事業費	12,621	13,677	14,405
事務局経費	3,690	6,297	5,070
その他	3,507	5,418	6,879
支出小計	116,752	127,137	128,219

（単位：千円）

※千円未満の端数の関係上小計が各項目の合計とずれている場合があります。

給付費や利用料は施設利用者数等に左右されるため、収入が安定せず、赤字が生じる場合がある。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収支差益	-26,907	-45,418	-47,269

2 北部リハビリテーションセンターの収支

■ 北部地域生活支援センター

○ 収入

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料	34,603	34,603	34,603
給付費（市単独扶助含む）	2,618	2,645	2,360
利用料（利用者負担金）	369	375	434
その他	617	621	1,064
収入小計	38,207	38,244	38,461

（単位：千円）

○ 支出

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	34,153	35,048	33,972
事務費	2,730	2,763	2,673
事業費	1,123	1,324	1,399
事務局経費	0	2,563	2,493
その他	362	80	289
支出小計	38,368	41,778	40,826

※千円未満の端数の関係上小計が各項目の合計とずれている場合があります。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収支差益	-161	-3,534	-2,365

給付費等の収入はあるものの、収入の約9割が指定管理委託料であることから、収支状況は支出額の増減による影響を受けやすい構造となっている。

3 施設運営における課題

【活用にあたっての課題】

○北部在宅支援室①(収支に係る課題)

- ・事業を単独で行う場合、指定管理料以外の収入がほとんど見込まれないことから、収支状況は支出額の増減による影響を受けやすい。

○北部在宅支援室②(支援の専門性に係る課題)

- ・施設の目的として、機能訓練、福祉用具に関する相談・助言、住宅改造支援、訪問によるリハビリテーションサービスの実施など、幅広い事業を担っており、専門的な知識や支援技術が求められることから、運営可能なノウハウを有する法人は限られる。

○北部地域生活支援センター①(収支に係る課題)

- ・給付費等の収入はあるものの、収入の約9割が指定管理委託料であることから、収支は支出額の増減による影響を受けやすい。

○北部地域生活支援センター②(利用者支援に係る課題)

- ・精神障害者の方を多く受け入れていることから、支援に係るノウハウを有する法人が限られる。

3 施設運営における課題

【活用にあたっての課題】

○北部日中活動センター①(施設の稼働率に係る課題)

- ・当該施設が開所した当初と比較して、地域における就労移行支援事業所、就労継続支援 B 型事業所、生活介護事業所が増加し、利用者が事業所を選択する幅が広がってきていることから、利用者の確保が困難になってきている。

■当該施設の周辺事業所数

障害福祉サービス	多摩区	麻生区
就労移行支援	6 施設	4 施設
就労継続支援 B 型	1 3 施設	1 2 施設
生活介護	1 7 施設	1 4 施設
生活訓練	2 施設	1 施設

生活訓練は周辺地区で事業所が少なく、麻生区は当該施設のみである。

※障害福祉情報サービスかながわにて確認（令和 8 年 9 月 1 日時点）
※当該施設及び他の指定管理施設も含む

○共通(人材確保に係る課題)

- ・離職が多く、人材確保・定着が困難な業種である。
- ・職員が離職した際に当初想定した支援が困難になる可能性がある。
- ・新規業務を開始する場合なども、当該業務に係る人材確保が困難となっている。

3 施設運営における課題

【活用にあたっての課題】

○北部日中活動センター②(施設の稼働率に係る課題)

- ・ 障害特性により、支援計画どおりの日数で通所できない方が多く、稼働率が低くなりがちである。

○北部地域生活支援センター③(利用者支援に係る課題)

- ・ 在宅支援室と連携して、主に中途障害者の支援を行っており、専門的な知識や支援技術が求められることから、運営可能なノウハウを有する法人は限られる。

4 北部リハビリテーションセンターの公募の状況

(1) これまでの指定管理者

区分	指定管理期間	指定管理者		応募状況
第1期	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで (5年間)	麻生区内複合福祉施設 共同事業体		1社
第2期	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで (5年間)	麻生区内複合福祉施設 共同事業体		1社
第3期	平成30年4月1日から 令和2年10月31日まで (2年7か月間)	麻生区内複合福祉施設 共同事業体		1社
第4期	令和2年11月1日から 令和5年3月31日まで (2年5か月間)	麻生区内複合福祉施設 共同事業体		1社
第5期	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (5年間)	北部在宅支援室	社会福祉法人川 崎市社会福祉事 業団	1社
		北部日中活動 センター		1社
		北部地域生活支 援センター	社会福祉法人 SKYかわさき	1社
第6期 (予定)	令和10年4月1日から 令和15年3月31日まで (5年間)	次期指定管理者		?

これまで同一法人からの募集のみであることから、応募者確保に向けた対応策の検討が必要である。

※麻生区内複合福祉施設共同事業体は「社会福祉法人川崎市社会福祉事業団」と「特定非営利活動法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会（現：社会福祉法人SKYかわさき）」の共同事業体です。

5 指定管理者の募集

(2) 第6期指定管理者募集スケジュール（案）

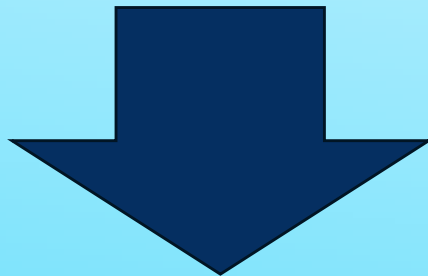
令和9年4月下旬 募集の告示 募集要項・仕様書の配布

令和9年5月下旬 参加書類の提出期限

令和9年6月下旬 選考

令和9年10月上旬 議会議決審査

※現時点での想定スケジュールです。変更となる場合があります。



引き継ぎについて
施設の特性等を踏まえ、
6か月の引継ぎ期間を確保する。

令和10年4月～ 第6期指定管理期間

御意見をお聴きしたい事項

○ 参画するにあたっての課題や障壁等

- ・ 現在、公募における応募法人が1法人にとどまる状況が続いています。
- ・ 指定管理者として参画を検討する際に課題となる事項や、参画する上での障壁等について御意見をお聞かせください。
 - 業務内容・運営体制について
(求められるサービス内容、定員、専門人材の配置、関係機関との連携等)
 - 人材確保について
(管理者、サービス管理責任者、相談支援専門員、リハビリ専門職の確保の難しさ等)
 - 収支・経営面について
(利用者数変動リスク、老朽化による修繕費等)
 - その他

○ 利用者ニーズを踏まえた施設運営のアイデア(他都市での取組など)

- ・ 対象施設は、中途障害者、精神障害者、在宅でのリハビリ支援を必要とする方を主な対象としています。
- ・ 利用者ニーズの変化や地域のサービス状況を踏まえ、より効果的・効率的な施設運営のアイデアについて御意見をお聞かせください。
 - 利用者確保に向けた取組、 ■ 稼働率向上に向けた取組、
 - 新たなサービス展開や事業内容の見直し、
 - 民間事業やのノウハウを活用した運営手法、 ■ 他自治体における参考事例
 - その他

御意見をお聴きしたい事項

○ 指定管理以外の手法(民営化等)による運営の可能性と課題

・当該施設の今後の運営のあり方を検討する上で、仮に指定管理以外の手法（民営化等）を選択した場合に想定される課題や懸念事項について、御意見をお聞かせください。

■ サービス提供について

（現在実施しているサービス内容の維持、定員の確保、中途障害者や精神障害者への専門的支援、地域ニーズへの対応等）

■ 人材確保について

（専門職の確保、人件費高騰への対応、人材育成・技術継承等）

■ 経営・収支について

（利用者数の確保、稼働率維持、建物・設備の維持管理費、家賃、収支バランスの確保等）

■ 運営形態について

（民間単独運営の可能性、一部業務のみ民間が担う可能性、官民の役割分担のあり方等）

■ その他

※本事項は、施設運営のあり方等について幅広く意見交換を行うための議題です。現時点で民営化に関する具体的な検討が進められているものではありませんので、御承知おきください。

○ 御意見・御提案

・その他 施設全般に関する御意見、御提案

第5期指定管理募集時の資料

別添資料 1

川崎市北部リハビリテーションセンター 北部在宅支援室 指定管理者募集要項

令和4年8月

別添資料 2

川崎市北部リハビリテーションセンター 北部日中活動センター 指定管理者募集要項

令和4年8月

別添資料 3

川崎市北部リハビリテーションセンター 北部地域生活支援センター 指定管理者募集要項

令和4年8月

別添資料 4

「川崎市北部リハビリテーションセンター 北部在宅支援室」指定管理仕様書

第5期指定管理募集時の資料

別添資料 5

「川崎市北部リハビリテーションセンター 北部日中活動センター」指定管理仕様書

別添資料 6

「川崎市北部リハビリテーションセンター 北部地域生活支援センター」指定管理仕様書

御意見よろしく
お願いします！

担当部署

川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課

電 話 044-200-0874

メー ル 40sidou@city.Kawasaki.jp